

# 宮城県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(一般枠)の災害に 「記録的な暖冬・雪不足」が指定されましたのでご案内します

## 災害復旧対策資金(一般枠)

### ご利用いただける方

記録的な暖冬・雪不足に起因して、最近1か月の売上高が前年同期の売上高に比して10%以上減少している観光関連事業を中心とした中小企業者の方

※売上げが減少していることについて、県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。ご利用を希望される方は、最寄りの窓口に「災害復旧対策金融融資対象認定申請書」を提出して認定書の交付を受けてください。

認定申請書ダウンロードサービスはこちら(県商工金融課HP)  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-shinsei.html>

### 保証条件

- 融資限度額 一災害5,000万円(ただし、一企業2億8,000万円まで)
- 融資利率 年1.60%以内
- 資金用途 災害復旧に要する運転資金及び設備資金
- 保証期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 担保 必要に応じて徴求
- 連帯保証人 原則として法人代表者以外不要
- 信用保証料率 年0.45%~1.00%
- 取扱金融機関 県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
- 取扱期間 令和2年2月3日(月)から令和2年4月30日(木)の融資実行分まで

### お手続きの流れ

① 県・市町村・商工会議所  
又は商工会に認定の申請

② 取扱金融機関へ  
融資の申込み

③ 審査  
※ 金融機関  
※ 保証協会

④ 融資実行

### ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書が発行されても、融資が確実に実行されることをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

### 災害復旧対策資金のほか保証制度に関するご相談先

宮城県信用保証協会 (平日午前9時から午後5時15分まで)

- |              |                 |         |                 |
|--------------|-----------------|---------|-----------------|
| ・ 経営支援部経営支援課 | 電話 022-225-5230 | ・ 白石支店  | 電話 0224-25-2135 |
| ・ 本店営業部保証一課  | 電話 022-225-6421 | ・ 大崎支店  | 電話 0229-22-0722 |
| ・ 本店営業部保証二課  | 電話 022-225-6422 | ・ 石巻支店  | 電話 0225-22-4178 |
| ・ 仙台東支店      | 電話 022-783-9021 | ・ 気仙沼支店 | 電話 0226-22-1972 |